

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年6月7日(月)14時00分～15時10分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 空き家に付属した農地指定について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の認可について

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 千原 秀樹

主幹・農地係長 石井 良市

主査 山口 徳康

主任主事 杉田 岳彦

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和3年第6回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 をお願いします。

なお、第4条及び第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1~2ページ 整理番号1から6について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 広瀬 杉ノ間 1493 番、登記地目、現況地目、共に畑で 150 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内広瀬にお住まい 70 歳の方、譲受人は市内広瀬にお住まいの 76 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模の縮小するため、譲り渡します。

譲受人は自作地に近く利便性のよいこの農地を取得して菜花を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号2 所在地は 正木 西郷 349 番、登記地目、現況地目共に田で 1936 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内川名にお住まいの 46 歳の方、譲受人は市内稲にお住まいの 74 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため、譲り渡します。譲受人派を菜花を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号3 所在地は 岡田 椎枝 191 番 1 他 4 筆、登記地目、現況

地目共に田が 577 m²、登記地目、現況地目共に畑が 568 m²、合計面積 1145 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内館山にお住まいの 69 歳の方、譲受人は習志野市にお住まいの 56 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で農地の維持が困難なため、譲り渡します。

譲受人は館山へ移住し野菜や水稻を栽培し、農のある暮らしを実践します。譲受人は印西市の農家の出身で、農業経験があるとのこと。

整理番号 4 所在地は 広瀬 杉ノ間 1498 番、登記地目、現況地目共に畑で 1736 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内広瀬にお住まいの 75 歳の方、譲受人は市内北条にお住まいの 69 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は菜花を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号 5 所在地は 広瀬 北狐塚 635 番外 1 筆、登記地目、現況地目共に畑で 1838 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内広瀬にお住まいの 92 歳の方、譲受人は市内北条にお住まいの 69 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は菜花を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号 6 所在地は 神余 鍛冶屋前 59 番 1 他 1 筆、登記地目、現況地目共に田で 734 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は千葉市にお住まいの 60 歳の方、譲受人は住民登録は埼玉県新座市ですが、実際は市内神余にお住まいで農業を行っている 64 歳の方です。あっせんにより成立した案件です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は自作地に近く、利便性が良いこの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営の拡大を図ります。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

全ての案件において、まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件（空き家に付属した農地については1a）については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 菌 石畑 240 番 3、登記地目、現況地目共に畑で 424 m²の案件です。

申請人は市内菌の 38 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、実家で親と同居しているが、家族も増え手狭になってきたので、実家の隣の自己所有地に家を建て生活したい。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

また、農地法第4条第6項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第4条第6項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法施行規則第47条第1号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後から工事着手し、令和3年11月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

議長

説明が終わりました。

	<p>整理番号1については、専用住宅を建設しようとするものです。 4番委員、ご意見等ございますか。</p>
4番委員	<p>特に問題無いと思います。</p>
議長	<p>該当地区の推進委員、意見等ございますか。</p>
担当推進員	<p>現地確認しましたが、別に問題無いと思います。</p>
議長	<p>その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。</p> <p>質問等無いようですので、お諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)</p> <p>つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。 資料の4ページ、整理番号1について審議します。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
主任主事	<p>整理番号1 こちらは次ページの整理番号1に関係します。 所在地は 那古 川崎 1519 番 1 他 3 筆、登記地目、田、現況地目、宅地で合計 356.29 m²です。 この農地は平成19年1月15日付けで、専用住宅で許可となった案件ですが、当初計画者が不安定な時代なので、預貯金を生活費として確保しておきたいとのところ、譲受人が転居を希望したため変更しようとするものです。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>整理番号1については、当初の専用住宅を建設しようとした計画を、新たに別の方が専用住宅を建設することに変更するものです。</p> <p>3番委員、ご意見等ございますか。</p>
3番委員	<p>特に問題無いと思います。</p>
議長	<p>該当地区の推進委員、意見等ございますか。</p>
担当推進員	<p>現地確認しましたが、別に問題無いと思います。</p>

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

まず、資料の5ページ、整理番号1から2について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 こちらは前ページの整理番号1に関係する案件です。所在地は 那古 川崎 1519 番 1 他 3 筆、登記地目、田、現況地目、宅地で合計 356.29 m²の計画変更を伴う所有権移転の案件です。

申請人は市内那古の共に 35 歳の方 2 名です。

転用の事由及び施設は、5 人で近くの借家に住んでいるが、手狭になってきたので、子供たちの学区の変更のないこの土地に専用住宅を建て、転居したいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年7月1日から工事着手し、令和4年3月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 館山 浜通 776 番 3 他 2 筆、登記地目、畑、現況地目、宅地が 10 m²、登記地目、田、現況地目、宅地が 312 m²、登記地目、田、現況地目、その他が 5.34 m²、合計面積 327.34 m²の所有権移転の案件です。

申請人は東京都日野市の 55 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、日野市に住んでいるが、社会インフラが整備され、自然環境が良く、温暖である館山へ専用住宅を建て移住したいとのこと。

農地の区分について説明します。農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年

7月15日から工事着手し、令和3年11月30日に完成予定になって
いますので、該当しないと考えられます。

また、以上の案件について、農地法第5条第2項第3号による必要
な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資
見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障につ
いては、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅を建設するための申請になりま
す。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号2については、専用住宅を建設するための申請になりま
す。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号1と2についてお諮りい
たします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を
求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、資料の6ページ、整理番号3から6について審議し
ます。

主任主事

それでは、事務局より説明をお願いします。

整理番号3～6は同一事業ですので、一括して説明します。

所在地は 高井 下川 224 番 3 他 5 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積 3600 m²の所有権移転の案件です。

申請人は南房総市の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズに対応し安価で良質な建売住宅を提供したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は集团的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年7月15日から工事着手し、令和6年12月25日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

なお、この案件について、事業面積が3000 m²を超えるため、県の開発許可が必要となる案件ですが、市への事前協議書が5月27日に提出されたばかりで、市の開発許可の窓口である、都市計画課に確認したところ、事前協議書の提出から県の許可まで、5～6ヶ月要するとのことですので、現時点では、開発許可の見込みについて、「ある」との判断は出来かねます。

また、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、貸借対照表による「自己資本比率（純資産を資産合計で割った率）が6.4%であり、一般的には30%以上で安定している企業と言われていることから、経営的にも安定しているとは言えないと判断できます。

以上のことから、本案件については、許可相当とすべきではないと考えます。

議長

説明が終わりました。

整理番号3～6については、建売分譲住宅を建設するための申請になります。

6番委員、ご意見等ございますか。

6 番委員

現地を確認しましたが、立地的には特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、立地的には特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号 3～6 についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「不許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

不許可相当とする者全員と認め、「不許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 5 議案第 5 号「空き家に付属した農地指定について」を議題とします。

資料の 7 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 亀ヶ原 川間 940 番 3、登記地目、現況地目共に畑、300 m²です。

申請人は市原市と市内館山にお住いの方 2 名です。

空き家の所在地は亀ヶ原 893 番地の 1 他です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

その他に質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「指定」することについて決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

指定とする者全員と認め、「指定」として決定いたします。

主 査

つづきまして、議事日程第 6 議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の 8 ページから 9 ページ、整理番号 1 から 6 について審議しま

す。

それでは、私の方から説明いたします。資料の 8 ページをご覧ください。

整理番号 1 所在地は、正木 西郷 137 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 799 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの 93 歳の方、借受者も正木の 66 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、広瀬 上沢 1543 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,313 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90kg、10a 当たり 27kg です。貸付者は広瀬にお住まいの 70 歳の方、借受者も広瀬の 65 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 3 所在地は、国分 市ノ坪 393 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,312 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 180 kg、10a 当たり 41 kg です。貸付者は、国分にお住まいの 89 歳の方、借受者は広瀬の 65 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 4 所在地は、坂井 平砂浦 455 番 4 地目は畑で、面積 515 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10a 当たり 19,417 円です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は、坂井の 71 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日までの 8 年 11 か月で、新規設定です。

整理番号 5 所在地は、竹原 平田 3281 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,999 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は竹原にお住まいの 78 歳の方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、正木 市合免 452 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 9,656 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 57,936 円、10a 当たり 6,000 円です。貸付者は正木にお住まいの 61 歳の方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

以上 6 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の10ページから12ページ、整理番号1から12について、事務局より説明をお願いします。

主査

では、引き続き、私の方から説明します。

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、受け手と貸借権の設定を行ったものです。

まず、10ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は 山本 沢ノ町 248 番 2 外 9 筆 地目は田・畑で、合計面積 9,502 m²を、千葉県園芸協会が山本にお住まいの 85 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 70,000 円、10a 当たり 7,366 円です。借受者は安布里の 48 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 2 所在地は 大戸 横枕 293 番 地目は田で、面積 1,024 m²を、千葉県園芸協会が飯沼にお住まいの 90 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 29 kg です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 3 所在地は 大井 小田辺 1718 番 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 3,976.3 m²を、千葉県園芸協会が大井にお住まいの 71 歳の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

11 ページをご覧ください。

整理番号 4 所在地は 大井 矢附 1815 番 1 外 2 筆 地目は田・畑で、合計面積 1,728.3 m²を、千葉県園芸協会が大井にお住まいの 75 歳の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 5 所在地は 大井 大溝 1702 番 地目は田で、面積 1,002 m²を、千葉県園芸協会が大井にお住まいの 75 歳の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 6 所在地は 大井 増山 1824 番 1 地目は田で、面積 1,398 m²を、千葉県園芸協会が習志野市にお住まいの方外 2 名から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 7 所在地は 広瀬 島合 1697 番 1 外 2 筆 地目は田・畑で、合計面積 3,732 m²を、千葉県園芸協会が大井にお住まいの 74 歳の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 8 所在地は 二子 三島寄 646 番 地目は畑で、面積 581 m²を、千葉県園芸協会が群馬県にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は広瀬の 41 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 9 所在地は 亀ヶ原 長生田 101 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 8,596 m²を、千葉県園芸協会が亀ヶ原にお住まいの 73 歳の方から借り受け、貸借権が設定され、賃料は 42,980 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 10 所在地は 正木 三貫目 1420 番 地目は田で、面積 1,366 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの 75 歳の方から借り受け、貸借権が設定され、賃料は 6,830 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 4 月 28 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 11 所在地は 稲 奥野 1103 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,598 m²を、千葉県園芸協会が北条にお住まいの 74 歳の方から

借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 21,588 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 12 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 9 年 11 ヶ月です。

整理番号 12 所在地は 正木 白沼 1059 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,006 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの 61 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 29 kg です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 12 日から令和 8 年 4 月 30 日までの約 4 年 11 ヶ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 13 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお願いします。

主 査

それでは 13 ページをご覧ください。

整理番号 1 所在地は、坂井 平砂浦 455 番 4 地目は畑で面積 515 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、貸付者の変更によるとのことです。

整理番号 2 所在地は、八幡 上浜田 134 番 地目は田で、面積 1,993 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者の都合により耕作できなくなったとのことです。

整理番号 3 所在地は、八幡 上浜田 135 番 地目は田で、面積 646 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者の都合により耕作できなくなったとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を報告します。

平成 28 年 4 月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、法第 37 条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するために、農地等の利用の最適化推進状況 その他事務の実施状況について、インターネット その他適切な方法により公表することと規定されました。

農林水産省は、活動計画の点検・評価結果を、市町村のホームページで 6 月 30 日までに行うことが適当としています。

また、農業委員会が公表した事項については、農林水産大臣がこれを取りまとめ、公表することとされ、農業委員会は、都道府県を通じて、地方農政局に 7 月 31 日までに報告することとされています。

それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表について、概要を説明します。

報告第 3 号の別紙資料をご覧ください。
令和 2 年度の点検・評価となります。

1 ページは、「2015 年農林業センサス」等に基づいた農家・農地等の概要と、令和 2 年度の農業委員会の体制を、まとめたものです。

2 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況等を、まとめたものです。

3 ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入の状況を、まとめたものですが、この中には、新規に利用権の設定を行ったものを含んでいます。

4 ページは、遊休農地に関する措置に関する評価で、農地パトロール、その後の遊休農地の利用意向調査の実施状況を、まとめたものです。

5 ページは、違反転用について、まとめたものです。

6 ページは、農地法第 3 条に基づく許可事務と農地転用、農地法第 4 条・5 条に関する事務の処理件数状況となっています。

7 ページは、「農地所有適格法人からの報告状況」、「賃借料情報の提供」、「農地の権利移動等の状況把握」、「農地台帳の整備」状況となっています。

8 ページは、「地域の農業者からの要望・意見の有無」と「総会等の議事録の公表」状況等となっています。

9 ページから 11 ページが、令和 3 年度の目標・活動計画となります。

9 ページは、「2015 年農林業センサス」等に基づいた農家・農地等の概要と、農業委員会の体制をまとめたものです。

10 ページは、「農地の利用集積」と、「新規参入者」の目標等をまとめたものです。

11 ページは、「遊休農地の解消面積」と、「違反転用の活動計画」等をまとめたものです。

説明は、以上となります。

議 長

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。
つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願いします。

主 幹

7 月の総会日程について、次回は 7 月 7 日（水）を予定しています。
場所は、本館 2 階会議室で行います。

議 長

以上で、第 6 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 10 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

脇田安保

館山市農業委員会委員

寺田哲雄

館山市農業委員会委員

三上英男